

地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書

(趣旨)

第1条 地震等の大規模災害が発生した場合における被災した建物の解体撤去等に関し、寒川町（以下「甲」という。）が、社団法人 神奈川県建物解体業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊、焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、甲が自らの責任において及び所有者の意向をうけ実施する次の各号の事業（以下「解体撤去等」という。）について、次条の手続きにより乙に協力を要請する。

- (1) 被災した建物の解体
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 前各号に伴う必要な措置

2 乙は、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力する。

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、乙への協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書を持って乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- (1) 協力内容
- (2) その他必要な事項

(解体撤去等の実施)

第5条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体撤去等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、解体撤去等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

(報告)

第6条 乙は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書を持って甲に報告する。

- (1) 実施内容
- (2) その他の必要な事項

(費用の負担)

第7条 乙が第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担する。

(災害補償)

第8条 乙は、第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等により行う。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する業務窓口は、甲においては寒川町民部防災交通課とし、乙においては社団法人神奈川県建物解体業協会事務局とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印して各自1通を保有するものとする。

平成15年2月26日

(甲) 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地
寒川町

寒川町長 山田文夫



(乙) 神奈川県横浜市中区常盤町2丁目11番地
社団法人 神奈川県建物解体業協会

会長

東山三郎

